

日野・子どもと家族法律事務所 報酬規程

この規程は日野・子どもと家族法律事務所（弁護士木村真実・弁護士伊藤由子）における弁護士費用について定めるものです。

なお、この規程は、法テラスを利用しない場合（家事、民事）、国選ではなく私選である場合（少年、刑事）のものであり、法テラス利用や国選の場合、それ以外に弁護士費用をいただくことはありません。

法テラスの立替える報酬基準については、法テラスのホームページから、
⇒法テラスについて⇒公表事項⇒総合法律支援法に基づく公表事項⇒業務方法書別表3（88頁め）をご参照ください。法テラス利用の場合、申込書類は事務所に備えおいており、事務所の弁護士の受任を前提にして申し込むこと（持込）ができます。

表示はすべて消費税別です。

第1章 法律相談

第1条（法律相談料）

- 1 法律相談料は1時間まで5,000円です。

以降30分ごとに5,000円ずつ加算していきます。

なお、弁護士名を出すのであれば代理人として責任を持ちたいと考えていますので、内容証明郵便を出すだけ、というご依頼はお受けしていません。

- 2 資力に乏しく、法テラスの法律相談援助が受けられる方はその利用により3回まで無料で法律相談が受けられます（その申込書も事務所に備えおいてあります）。
- 3 子ども（18歳未満）本人から事件の依頼を受ける場合には、原則として、無料（弁護士会の援助制度等を利用）です。

第2章 調査

第2条（調査料）

相続や医療過誤などの事件で、事件の勝訴の可能性、請求できそうな額などの見通しを立てるために、5万円から10万円の調査費用で調査することができます。

第3章 受任

第3条（着手金、報酬金及び実費）

- 1 事件を受任する場合の弁護士費用には着手金と報酬金があります。

2 着手金とは、事件の受任にあたり、いただくお金です。

事件の帰趨に関わらず原則としてお返ししません。

着手金の最低額は、10万円になります。

3 報酬金とは、事件の終了にあたり、いただくお金です。

事件終了時に、事件の目的達成度に応じて、ご提案し、ご了解をいただいたうえでいただきます。

4 実費

そのほか、以下のものについては、実費をお預かりしています。

実費については、中途、終了時に明細をお渡しします。

・交通費（立川支部の事件の場合には1回の出廷につき632円、本庁の事件の場合には1回の出廷につき986円をいただきます。特急・新幹線を利用した場合は普通車指定席の料金をいただきます）

・コピー代（白黒1枚20円、カラー1枚50円）、ファックス代（1枚20円）

・裁判所へ申し立てる際の印紙代、郵便切手代

第4条（子どもに関する分野の事件）

1 親権、交流、養育費に関すること

親権・監護権、面会交流の調停は、申立てる側でも申立てられた側でも、着手金30万円、報酬金（解決の際）30万円。

離婚（夫婦関係調整）とともに、婚姻費用・養育費、慰謝料、年金分割、親権・監護権、面会交流などの申立てがあった場合でも、同額です。

訴訟や審判に移行した事件を引き続き受任する場合、提訴、控訴・審判移行時に各10万円の着手金をいただきます。

2 子どもの手続代理人、人身保護請求の子どもの代理人

着手金はいただかず、報酬金として20～30万円程度。

3 少年事件

身体が拘束されてから審判が終わるまで（家裁送致段階で着手金を改めていただくことはありません）

着手金30万円 報酬金30万円。

・学校との関係（いじめ、学校事故）

着手金20万円程度、報酬金20万円程度

・未成年後見の申し立て

報酬金10万円（着手金なし）。

・行政機関、学校との関係（児童相談所との交渉、学校との交渉など）

着手金20万円、報酬金20万円。

第5条（家族に関する分野）

1 夫婦関係調整（離婚・円満）調停

申立てる側でも申立てられた側でも、着手金30万円、報酬金（解決の際）30万円

離婚とともに、婚姻費用・養育費、慰謝料、年金分割、親権・監護権、面会交流などの申立てがあった場合でも、同額です。

訴訟になった場合、家裁段階、高裁段階で各10万円をいただきます。

2 親族関係をめぐるトラブル

トラブルの内容に応じて上記夫婦の部分又は民事事件（6条1項の表）を準用します。

3 遺言

遺言作成 20万円（公正証書にする場合も同額）

遺言執行 遺産の2%

4 相続

相続全般 民事事件に準じる（6条1項の表）

相続財産管理や特別縁故の申立て 10万円

5 後見

後見（保佐・補助）の申立て 10万円

任意後見契約作成 10万円

任意後見人、財産管理人 月額2～3万円

第6条（民事事件）

1 通常事件

損害賠償、医療事故、交通事故、労働事件※（下表参照）

・上記のうち※のついたものについては、着手金、報酬金について、経済的利益（訴える側であれば得ようとする利益、訴えられる側であれば逃れようとする利益）を基準に、以下のようになっています。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

※1. 事件の内容により 30% の範囲内で増減できる

※2. 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、適正な範囲で減額できる

2 保全

通常事件と同額の着手金をいただき、引き続き通常事件を受任する場合は、着手金を半額にします。

3 執行

通常事件の半額の着手金をいただき、回収した金額に応じて報酬金をいただきます。

土地・建物明渡事件については、1件について、事案に応じて着手金20～50万円、報酬金20～50万円を申し受けます。

第7条（示談交渉、支払督促）

民事・家事分野のご依頼が裁判所外の示談等で解決した場合は、着手金は裁判手続と同様ですが、報酬金を減額させていただきます。

支払督促が争われず債務名義が取れた場合も同様です。

第8条（債務整理事件）

1 任意整理

業者1件につき、着手金として2万円、報酬金として2万円+介入によって減額された額の10%。過払い金が返還された場合は返還された部分については15%。

2 自己破産

個人の破産、免責手続について着手金20万円（夫婦、親子の場合は2人で30万円）。

法人の破産、免責手続について着手金50万円。

報酬金については、事件によっていただくことがあります。

3 民事再生

個人の再生事件は着手金30万円。

法人の破産、免責手続について着手金50万円。

報酬金については、事件によっていただくことがあります。

第9条（対行政の事件）

個別にご相談させていただきます。

第10条（刑事）

1 一般事件

着手金30万円、報酬金（身体拘束からの解放または判決の際）30万円（準抗告、保釈等必要な手続含む。被疑者段階で受任した事件について起訴された段階でもう一度着手金をいただくことはしていません）

一審事件に引き続き控訴事件を受任する場合、控訴時に着手金として10万円をいただきます。

2 裁判員事件

個別に相談させていただきます。

第11条（手数料）

契約書作成 10万円

第12条（日当）

東京都、埼玉県、神奈川県以外の道府県に出張した場合には、1回3万円の日当をいただきます。

第13条（顧問料）

月額5万円から（契約内容によって異なります）。

第14条（複数での受任）

弁護士2名で受任した場合も、着手金・報酬金は増額しません。
ただし、交通費・コピー代の実費が増えることがあります。